

# 堺市地域公共交通計画作成の進め方について

## ○計画策定の背景・目的

- 近年、人口減少や高齢化の進展、運転士等の公共交通を支える担い手不足など、公共交通を取り巻く環境は大きく変化している。
- 加えて新型コロナウイルス感染症の影響もあり、交通事業者は一層厳しい経営環境に置かれている。
- 市民の移動を支え、地域の社会生活・経済活動に不可欠な公共交通を維持・確保していく必要がある。
- 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき（以下、「法」）、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする「地域公共交通計画」を策定する。

## ○計画の区域

- 堺市全域

## ○計画の期間

- 令和6年度～令和10年度  
※進捗状況や効果について、毎年継続的に収集・分析することで評価し、必要に応じて計画の見直しを行う。

## ○法定協議会の設置

- 地域公共交通活性化再生法において、地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織できるとされている。（法第6条第1項）
- 「堺市地域公共交通活性化協議会」を法定協議会として設置し、市が中心となって公共交通事業者や利用者等の地域の多様な主体の参画の下、地域の公共交通の活性化及び再生に向けた議論を進め、「堺市地域公共交通計画」を策定する。

# 法定協議会構成員について

## ○ 構成員（法第6条第2項）

地方公共団体	堺市交通政策監、建築都市局長
関係する公共交通事業者等	南海電気鉄道、JR西日本、泉北高速鉄道 大阪メトロ、阪堺電気軌道 南海バス、近鉄バス、大阪シティバス 大阪バス協会、大阪タクシー協会
関係する道路管理者	近畿地方整備局大阪国道事務所、堺市土木部
関係する公安委員会	大阪府警察本部交通部交通規制課
地域公共交通の利用者	堺市自治連合協議会
学識経験者	波床正敏 教授（大阪産業大学） 谷内久美子 研究員（公害地域再生センター） 松中亮治 准教授（京都大学）
その他地方公共団体が 必要と認める者	連合大阪堺地区協議会
	堺商工会議所
	近畿運輸局大阪運輸支局（総務企画部門、輸送部門） 大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課 大阪狭山市

## <法定協議会>

### 堺市地域公共交通活性化協議会

- ・設置時期：令和4年12月22日（木）
  - ・根拠法令：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- ※計画策定後もフォローアップ等のため継続開催

## <庁内委員会>

### 堺市地域公共交通計画 検討庁内委員会

- ・都市計画、観光振興、健康、福祉、教育、環境などの分野との連携
- ・構成
  - 委員長 建築都市局長
  - 副委員長 交通部長
  - 委員 関係部長

## <分科会（予定）>

### 堺市地域公共交通会議

- ・設置：平成24年6月（これまで計30回開催）
- ・根拠法令：道路運送法

# 法定協議会の進め方

令和4年12月22日

令和5年3月頃

令和5年4月頃

## ○第1回法定協議会

### 【会議内容】

- ・協議会規約・規程、予算等の承認
- ・計画作成の進め方について
- ・交通の現況について
- ・委員からの課題等の意見について

## ○第2回法定協議会

### 【書面開催（予定）】

- ・協議会規約の改正の承認  
(分科会の位置づけ)
- ・R5予算の承認

## ○第3回法定協議会

### 【会議内容】

- ・交通の現況について（※）
- ・問題点、課題について

（※） 市政モニターアンケート、パーソナルリップ調査、  
第1回協議会で出た委員意見等を踏まえ  
整理

令和5年7月～11月頃

令和6年1月頃

令和6年5月頃

次年度以降  
(毎年度)

## ○第4・5回法定協議会（※）

### 【会議内容】

- ・基本方針、目標について
- ・目標実現のための施策について
- ・計画案について

## ○パブリックコメント

## ○第6回法定協議会

### 【会議内容】

- ・計画案の確定

## ○計画の公表

- 進捗状況  
などの評価
- 改善と反映

（※） 協議の進捗に合わせ適宜開催

なお、庁内委員会は法定協議会にあわせて適宜実施する